

## 1 基本方針改訂の趣旨と目的

市では、すべての国民の基本的人権と法の下での平等を保障している「日本国憲法」およびすべての人間は生まれながら自由であり尊厳と権利は平等であるとした「世界人権宣言」を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、市と市民等が協調して人権意識の高揚を図り、すべての人があたたかい心を持ちあつて明るく住みよいまちを実現するため、1996年（平成8年）7月に「草津市人権擁護に関する条例」を制定するとともに、1998年（平成10年）3月に「草津市人権擁護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。また、2000年（平成12年）8月に今後の人権教育・啓発の指針として、2009年（平成21年）を目標年次とした「人権教育のための国連10年草津市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の取組を各分野において推進してきました。

その後、人権に関わる法令・計画などの動きや新たな課題に対応するため、2010年（平成22年）4月に基本方針の改訂を行いました。

今回の改訂につきましては、国内外や社会情勢の変化による様々な人権課題の解決に向け、部落差別解消推進法等、差別の解消に向けた法整備がなされたこと、また、2016年（平成28年）3月に「滋賀県人権施策推進計画」が改定され、本市においても各種計画の策定や見直しが行われている状況を鑑み、整合を図るため行うものです。

## 2 基本方針改訂の背景

### ① 前回改訂後の法整備

人権に関わる新たな法律の施行 ⇒ 2016年（平成28年）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〔障害者差別解消法〕
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律〔ヘイトスピーチ解消法〕
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律〔部落差別解消推進法〕

### ② 滋賀県人権施策推進計画の改定 ⇒ 2016年（平成28年）

### ③ 市の主な計画

「人権擁護に関する基本方針」の根幹となる市福祉関係計画の策定

分野別	内 容	年度
障 害 者	第2次草津市障害者計画 第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画	平成30年度
女 性	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	平成28年度
高 齢 者	草津あんしんいきいきプラン第7期計画	平成30年度
子 ども	草津市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度

※草津市障害児福祉計画および草津市子ども・子育て支援事業計画については新たに策定。

### 3 主な改訂ポイント

- ・ 人権に関わる新たな法律（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、市各種計画、滋賀県人権施策推進計画を反映します。
- ・ 前回改訂の平成22年以降、新たに発生した人権課題等、社会情勢の変化や平成30年度に実施した「人権・同和問題」に関する市民意識調査の結果に基づく市民の人権に対する考えや意見を反映します。
- ・ 構成や項目について見直します。

### 4 「人権擁護に関する基本方針」の見直し概要

別添のとおり（資料2）

### 5 「人権擁護に関する基本方針」改訂スケジュール（案）

別添のとおり（資料3）